

平成26年度

図書館要覧

筑紫野市民図書館

目 次

～ 要 覧 ～

(頁)

沿革	1
概要	4
平成26年度利用状況	5
月別利用状況	6
蔵書構成	8
リクエスト	8
相互貸借	9
学校関係・団体貸出	10
広域利用	11
レファレンス	11
移動図書館車「つくしんぼ号」利用状況	12
講座・催し物	13
ブックスタート事業	16
おはなし会（ボランティア）	19
職場体験研修	20
施設見学	20
図書館司書実習	20
子どもの読書活動推進事業	21
組織	24
平成26年度決算	25
筑紫野市立図書館設置条例	26
筑紫野市立図書館設置条例施行規則	30

要 覽

沿革

昭和62年	6月 8日	筑紫野市まちづくりプロジェクト設置要綱策定
	6月 23日	筑紫野市まちづくりプロジェクト設置
	12月 25日	筑紫野市まちづくりプロジェクトが「筑紫野市立図書館建設について」市長に提言書を提出
昭和63年	2月 15日	図書館建設は、教育委員会の所管と決定 庶務課が所轄
	3月 9日	筑紫野市図書館建設・運営準備委員会を設置 「図書館建設基本構想」を策定するにあたり、広く市民から意見を聞く。
	3月	筑紫野市議会が、図書館設置対策特別委員会を設置
	9月	筑紫野市議会図書館設置対策特別委員会が、「図書館建設基本構想」を承認
	12月 22日	図書館建設協議審査委員会を開催 「図書館建設基本構想」を基にコンペ方式で審査
平成元年	1月 13日	(株)日本総合建築事務所と実施設計管理委託契約を締結
	4月 1日	筑紫野市教育委員会事務局組織規則の一部を改正施行 筑紫野市教育委員会事務決裁規定の一部を改正施行 教育委員会事務局に図書館準備室を設置 図書館のサービス(ソフト面)の構築を開始する。 庶務課は、図書館の建物(ハード面)を担当
	7月 7日	図書館工事請負契約の締結を市議会で議決
	7月 20日	図書館新築工事起工式
	8月 15日	移動図書館車の愛称を募集(『広報ちくしの』8月15日号及び9月15日号)
	11月 14日	移動図書館車の愛称が応募総数2,022通の中から、図書館建設・運営準備委員会で審査され、「つくしんぼ号」と決定(『広報ちくしの』12月1日号)
平成2年	3月 20日	図書館新築工事等竣工
	3月	移動図書館車を新規購入(積載冊数約3,000冊)
	4月 1日	筑紫野市立図書館設置条例施行 名称は「筑紫野市民図書館」となる。 筑紫野市立図書館協議会規則、筑紫野市民図書館運営規則施行 中央公民館図書室閉室により、同図書室の図書を新館の閉架書庫に配架 新館で個人貸出しを開始すると同時に、市内の各文庫に対して団体貸出しを開始
	6月 1日	新館内に、コンピュータを設置 稼動開始
	7月 1日	移動図書館車「つくしんぼ号」発進式
	7月 3日	移動図書館車「つくしんぼ号」がコンピュータ携帯端末を搭載して、市内35ステーションを巡回、個人貸出しを開始
	11月 3日	筑紫野市民図書館開館記念式典挙行
	11月 4日	筑紫野市民図書館午前10時開館
	12月 1日	移動図書館車「つくしんぼ号」に自動車電話を設置
平成4年	4月 4日	移動図書館車「つくしんぼ号」のステーションを2カ所増設 37ステーションとなる。
	9月 5日	100万冊貸出記念セレモニーを催す。
平成5年	5月	利用者端末2台となる。
平成6年	6月 11日	200万冊貸出記念セレモニーを催す。
平成7年	4月	移動図書館車「つくしんぼ号」小学校巡回開始(2校)
	5月	図書館コンピュータ入替(バージョンアップ)を行う。
	11月	不用雑誌無料配布を行う(25日、26日、28日)
平成8年	4月	移動図書館車「つくしんぼ号」小学校巡回4校となる。
	7月	利用者用CD-ROM端末機設置
	8月	福岡県図書館情報ネットワークへ加入 不用雑誌無料配布を行う(16日、17日)
平成9年	2月 13日	貸出利用者延べ100万人突破記念セレモニーを催す。

	4月 1日	移動図書館車「つくしんぼ号」小学校巡回7校となる。
	5月	利用者端末増設(合計4台)
	11月 16日	不用雑誌無料配布を行う。
	12月	筑紫野・大野城・太宰府3市図書館相互利用にともなう条例改正案を議会に提案、可決
平成10年	2月 25日	3市市長図書館相互利用協定書調印式
	4月 1日	筑紫野・大野城・太宰府3市図書館相互利用を開始する。
	10月 30日	不用図書・雑誌無料配布(～11月1日)、フリーマーケット開催
平成11年	2月 25日	500万冊貸出記念セレモニーを催す。
	11月	不用図書・雑誌無料配布を行う(26日、27日)
平成12年	2月	筑紫野市立図書館協議会規則の一部改正
	11月	不用図書・雑誌無料配布を行う(11日、12日)
	12月 26日	筑紫野市民図書館運営規則の一部改正
平成13年	2月 1日	福岡都市圏図書館等広域利用協定書締結
	4月 1日	福岡都市圏(22市町村)図書館等広域利用開始
		図書館開館時間一部延長及び一部祝日の開館を開始する。
	10月 14日	不用図書・雑誌無料配布を行う。
	11月 10日	不用図書・雑誌無料配布を行う。
平成14年	7月 27日	老朽化した移動図書館車に変わり、新型移動図書館車の購入準備開始
	10月 18日	蔵書数の増大に合わせ、閉架書庫に中二階を増設
	10月 26日	不用図書・雑誌無料配布を行う。
	12月 20日	閉架書庫中二階完成
平成15年	1月 28日	新移動図書館車完成、納車(蔵書3,000冊搭載可能)
	2月 5日	新移動図書館車運用開始
	4月 15日	ブックスタート開始
	10月 26日	不用図書・雑誌無料配布を行う。
	11月	貸出利用者数延べ200万人突破
平成16年	3月 24日	独自ホームページ開設
	6月 1日	図書館コンピュータ入替(バージョンアップ)完了
		利用者端末増設(合計8台)
	7月	空調設備修繕工事完了
	10月 31日	不用図書・雑誌無料配布を行う。
平成17年	8月	屋上防水改修工事終了
	9月	1,000万冊貸出記念セレモニーを催す。
	10月 31日	不用図書・雑誌無料配布を行う。
平成18年	10月 29日	不用図書・雑誌無料配布を行う。
	11月 1日	図書館協議会で北九州市立国際友好記念図書館、八幡図書館を視察
	12月	1,100万冊貸出
平成19年	10月 28日	不用図書・雑誌無料配布を行う。
	11月	児童コーナー窓ガラスコーティング工事
	3月	高圧受電設備補修工事
平成20年	6月	貸出・返却カウンター改修工事
	10月	ガス空調機取替工事
	11月	不用図書・雑誌無料配布を行う(1日、2日)
	12月	筑紫野市立図書館協議会規則の一部改正
平成21年	5月	筑紫野市市民図書館運営規則の一部改正
	6月	音楽映像コーナーマルチシステム取替工事
	10月	不用図書・雑誌無料配布を行う(10月31日、11月1日)
平成22年	5月	図書館業務システム入替及びホームページ改正
	11月	不用図書・雑誌無料配布を行う(6日、7日)
	11月	ジュニアコーナー設置

平成23年	4月	筑紫野市立図書館設置条例施行規則施行 (筑紫野市民図書館運営規則から変更) 移動図書館車の運営に関する規定施行
	5月	筑紫野市民図書館資料の弁償に関する規程施行 筑紫野市民図書館対面朗読実施要綱施行 筑紫地区社会教育振興協議会図書部会幹事館就任 福岡県公共図書館等協議会福岡地区幹事館就任 福岡県公共図書館等協議会理事 福岡県読書推進運動協議会役員就任
	7月	BMステーション(宮の森公園)の改修(維持管理課依頼) 市民図書館外壁等改修(~12月)
	9月	福岡県公共図書館等協議会研修委員会
	11月	不用図書・雑誌無料配布を行う(5日)
平成24年		福岡県公共図書館等協議会理事 福岡県読書推進運動協議会役員
	2月	福岡県公共図書館等協議会研修委員
	4月	BMステーション巡回時間の入れ替え (筑紫小学校・筑紫共同利用施設の時間帯を交換) 筑紫野市立図書館協議会規則廃止 筑紫野市立図書館設置条例の一部改正
	6月	市内小学校図書室訪問
	7月	筑紫野市子どもの読書活動推進会議設置規則施行
	9月	福岡県公共図書館等協議会研修委員会
	10月	不用図書・雑誌無料配布を行う(26日)
平成25年	2月	福岡県公共図書館等協議会研修委員会
	4月	貸出10冊制限を開始
	9月	市民対象の不用図書配布会を実施 今回をもって配布終了
	10月	市民対象の不用雑誌配布会を実施 今回をもって配布終了
平成26年	1月	共同事業で東日本大震災被災図書館支援活動写真展開催(24日~2月6日)
	4月	小郡市・筑前町との図書館相互利用を開始 月曜日の祝日開館を開始
	12月	筑紫野市民図書館郷土の作家コーナー新設

概 要



館内の概要

当館は、延べ床面積約2,213㎡、鉄筋コンクリート造り平屋建てのワン・フロアー図書館である。内部は大きくわけて、一般、児童、新聞・雑誌コーナー（ブラウジング）、調べものコーナー、おはなしのへや、対面朗読室、集会室から構成されている。

移動図書館車「つくしんぼ号」

図書館は、“どこでも”“だれでも”気軽に利用できるように、本館から地理的に遠いところを中心にして、移動図書館車のステーションを39か所設置している。

移動図書館車には、約3,000冊の図書資料が積載されている。これによって図書館から離れている利用者に対してのサービスを行っている。

平成26年度利用状況(平成27年3月末日現在)

貸出冊数	700,052冊	(うち筑紫野市在住者貸出冊数	619,841冊)
蔵書冊数	276,869冊,点		
登録者数	63,175人	(うち筑紫野市在住登録者数	55,119人)
人口	102,376人		
世帯数	42,602世帯		

■ 市民一人当たりの貸出冊数	=	$\frac{\text{市民への貸出冊数}}{\text{人口}}$	=	$\frac{619,841 \text{ 冊}}{102,376 \text{ 人}}$	=	6.1冊
■ 一世帯当たりの貸出冊数	=	$\frac{\text{市民への貸出冊数}}{\text{世帯数}}$	=	$\frac{619,841 \text{ 冊}}{42,602 \text{ 世帯}}$	=	14.5冊
■ 登録率	=	$\frac{\text{市民の登録者数}}{\text{人口}}$	=	$\frac{55,119 \text{ 人}}{102,376 \text{ 人}} \times 100$	=	53.8%
■ 登録者一人当たりの貸出冊数	=	$\frac{\text{貸出冊数}}{\text{登録者数}}$	=	$\frac{700,052 \text{ 冊}}{63,175 \text{ 人}}$	=	11.1冊
■ 蔵書回転率	=	$\frac{\text{貸出冊数}}{\text{蔵書冊数}}$	=	$\frac{700,052 \text{ 冊}}{276,869 \text{ 冊}}$	=	2.5回
■ 市民一人当たりの蔵書冊数	=	$\frac{\text{蔵書冊数}}{\text{人口}}$	=	$\frac{276,869 \text{ 冊}}{102,376 \text{ 人}}$	=	2.7冊
■ 一世帯当たりの蔵書冊数	=	$\frac{\text{蔵書冊数}}{\text{世帯数}}$	=	$\frac{276,869 \text{ 冊}}{42,602 \text{ 世帯}}$	=	6.5冊

年度別利用者数・貸出冊数

(単位：人,冊)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
利用者数	164,045	162,497	158,931	156,698	152,810	152,241	152,370	149,888	152,491	150,361
貸出冊数	831,215	826,680	820,038	802,797	784,986	788,446	797,285	775,279	706,073	700,052

月別利用状況

	本 館									
	利用者数	利用冊数			視聴覚資料数				団体貸出	相互貸借
		一般	児童	雑誌	CD	VT	CT	DVD		
4月	11,896	51,441			4,277				305	108
		33,437	14,378	3,626	3,400	49	23	805		
5月	8,851	37,962			3,080				158	145
		26,157	9,298	2,507	2,375	35	21	649		
6月	12,367	52,879			4,301				2,399	168
		34,942	14,292	3,645	3,333	33	36	899		
7月	13,692	57,201			4,381				590	193
		36,394	17,061	3,746	3,332	42	28	979		
8月	14,414	61,870			4,495				191	155
		37,891	19,975	4,004	3,373	52	14	1,056		
9月	12,736	52,955			4,325				1,109	138
		34,895	14,428	3,632	3,366	35	28	896		
10月	12,801	52,802			4,301				1,724	211
		34,574	14,487	3,741	3,235	33	50	983		
11月	12,687	53,348			4,583				365	141
		34,348	15,116	3,884	3,536	24	41	982		
12月	10,464	45,141			3,946				1,108	135
		29,919	11,996	3,226	3,054	29	26	837		
1月	11,448	48,411			4,022				492	166
		32,137	12,942	3,332	3,078	26	19	899		
2月	12,117	51,005			4,199				1,377	198
		33,555	14,082	3,368	3,268	18	24	889		
3月	12,573	52,952			4,456				514	188
		34,180	15,048	3,724	3,405	19	16	1,016		
合計	146,046	617,967			50,366				10,332	1,946
		402,429	173,103	42,435	38,755	395	326	10,890		

(単位：人,冊,点)

移動図書館車つくしんぼ号				合 計		新規登録者			
利用者数	利用冊数			利用者数	利用冊数	本館	移動図書館車 つくしんぼ号	合計	
	一般	児童	雑誌						
341	1,523			12,237	57,657	268	4	272	4月
	835	547	141						
223	1,017			9,074	42,366	180	1	181	5月
	610	323	84						
377	1,691			12,744	61,441	279	25	304	6月
	903	666	122						
447	1,930			14,139	64,302	271	9	280	7月
	983	807	140						
328	1,480			14,742	68,194	332	3	335	8月
	867	505	108						
359	1,548			13,095	60,080	204	11	215	9月
	849	588	111						
407	1,823			13,208	60,871	213	12	225	10月
	1,018	646	159						
367	1,674			13,054	60,113	168	10	178	11月
	795	747	132						
372	1,762			10,836	52,095	109	6	115	12月
	911	731	120						
359	1,654			11,807	54,749	205	5	210	1月
	838	684	132						
367	1,668			12,484	58,451	190	9	199	2月
	926	625	117						
368	1,617			12,941	59,733	184	14	198	3月
	836	666	115						
4,315	19,387			150,361	700,052	2,603	109	2,712	合計
	10,371	7,535	1,481						

蔵書構成

形態別 (単位:冊,点)

一般書	196,681	71.0%
児童書	64,957	23.5%
雑誌	8,090	2.9%
視聴覚資料	7,141	2.6%
合計	276,869	100.0%

一般 (単位:冊)

0 総記	6,653	3.4%
1 哲学	6,636	3.4%
2 歴史	18,546	9.4%
3 社会科学	28,329	14.4%
4 自然科学	13,359	6.8%
5 技術工学	18,752	9.5%
6 産業	6,603	3.4%
7 芸術美術	18,882	9.6%
8 言語	3,902	2.0%
9 文学	75,019	38.1%
合計	196,681	100.0%

児童 (単位:冊)

絵本	25,372	39.1%
紙芝居	1,837	2.8%
0 総記	544	0.8%
1 哲学	609	0.9%
2 歴史	2,087	3.2%
3 社会科学	2,950	4.5%
4 自然科学	4,850	7.5%
5 技術工学	1,887	2.9%
6 産業	1,114	1.7%
7 芸術美術	2,593	4.0%
8 言語	814	1.3%
9 文学	20,300	31.3%
合計	64,957	100.0%

視聴覚資料 (単位:点)

コンパクトディスク	6,386	89.4%
レーザーディスク	0	0%
ビデオテープ	124	1.7%
カセットテープ	102	1.4%
DVD	528	7.4%
CD-ROM	1	0.1%
合計	7,141	100.0%

リクエスト

(単位:件)

	カウンター	OPAC	WEB	携帯	合計
4月	1,350	473	948	13	2,784
5月	1,079	280	896	28	2,283
6月	1,636	654	1,384	32	3,706
7月	1,809	672	1,354	39	3,874
8月	1,766	658	1,254	12	3,690
9月	1,671	653	1,384	26	3,734
10月	1,623	573	1,263	11	3,470
11月	1,499	588	1,315	34	3,436
12月	1,337	460	1,208	20	3,025
1月	1,616	528	1,296	41	3,481
2月	1,452	630	1,253	38	3,373
3月	1,482	591	1,226	23	3,322
合計	18,320	6,760	14,781	317	40,178

相互貸借（五十音順）

（単位：冊）

館名	貸出	借入	館名	貸出	借入	館名	貸出	借入
朝倉市あさくら図書館	6	0	北九州市立戸畑図書館	11	0	福岡県立図書館	54	257
朝倉市はき図書館	3	0	北九州市立門司図書館	11	0	福岡市早良図書館	5	0
朝倉市立中央図書館	25	21	北九州市立八幡図書館	10	0	福岡市城南図書館	18	0
芦屋町図書館	7	11	北九州市立八幡西図書館	16	0	福岡市西部図書館	5	0
飯塚市立飯塚図書館	16	20	北九州市立若松図書館	6	0	福岡市総合図書館	48	33
飯塚市立穎田図書館	6	0	久留米市立北野図書館	8	0	福岡市中央図書館	26	0
飯塚市立庄内図書館	9	0	久留米市立城島図書館	2	0	福岡市西図書館	1	0
飯塚市立ちくほ図書館	2	0	久留米市立田主丸図書館	9	0	福岡市博多図書館	8	0
飯塚市立穂波図書館	16	0	久留米市立中央図書館	48	56	福岡市博多南図書館	23	0
糸島市図書館	33	64	久留米市立三猪図書館	4	0	福岡市東図書館	16	0
糸田町図書館	3	0	桂川町立図書館	2	4	福岡市南図書館	9	0
うきは市立図書館	9	6	古賀市立図書館	29	23	福岡市和白図書館	4	0
宇美町立図書館	13	0	篠栗町立図書館	15	5	福津市立図書館	29	37
大川市立図書館	3	5	志免町立町民図書館	29	18	豊前市立図書館	18	2
大木町図書館	10	3	新宮町立図書館	17	16	水巻町図書館	17	6
大野城まどかぴあ図書館	342	129	須恵町立図書館	3	11	みやこ町勝山図書館	2	0
大牟田市立図書館	32	8	添田町立図書館	9	0	みやこ町犀川図書館	2	0
岡垣サンリーアイ図書館	28	1	太宰府市民図書館	132	90	みやこ町中央図書館	1	4
小郡市立図書館	79	7	大刀洗町立図書館	1	6	みやま市立図書館	25	3
遠賀町立図書館	5	3	筑後市立図書館	3	6	宮若市立図書館	24	10
春日市民図書館	167	149	築上町図書館	0	3	宗像市民図書館	75	20
粕屋町立図書館	1	18	筑前町図書館	1	8	柳川市立図書館	57	22
嘉麻市立稲築図書館	5	0	筑前町めぐばーる図書館	5	0	八女市立図書館	17	8
嘉麻市立碓井図書館	1	0	那珂川町図書館	175	113	行橋市立図書館	31	17
嘉麻市立嘉穂図書館	2	1	中間市民図書館	25	8	県内大学・専門図書館	2	1
嘉麻市立山田図書館	1	6	直方市立図書館	16	4	県外図書館	56	9
苅田町立図書館	14	20	博多駅地区土地区画整理記念会館	1	0			
北九州市立中央図書館	72	76	久山町民図書館	2	0			
合計							2,073	1,348

学校関係（五十音順）

（単位：冊）

団体名	冊数	団体名	冊数	団体名	冊数
筑紫小学校	10	天拝中学校	46	二日市東小学校	40
筑紫野中学校	18	原田小学校	28	山家小学校	305
筑紫野南中学校	30	福岡高等学園	200	山口小学校	36
筑紫東小学校	182	二日市北小学校	43	吉木小学校	42
天拝小学校	108	二日市小学校	41		
				合 計	1,129

団体貸出（五十音順）

（単位：冊）

団体名	冊数	団体名	冊数	団体名	冊数
読み聞かせグループあおぞら	2	新婦人親子リズム	1	二日市東小学童保育所	304
阿志岐おはなし会	6	筑紫小成人教育図書委員会	29	二日市保育所	5
石崎幼稚園 PTA	6	筑紫東小 PTA 図書成人教育	5	筑紫野ブックトークエンジョイ会	192
エンジェルサポートちくしの	2	筑紫東小学童保育所	598	ぶっくまま	8
拡大写本うさぎ	7	つくし文庫（牧病院）	1,413	おはなしの会ぼん太	1
カルタで食育	13	天拝坂子育てサロンてんとう虫 club	4	多胎児サークルまんまるスマイル	13
輝育塾 筑紫教室	4	天拝小学童保育所	206	みかさすくすく	38
北杉塚文庫	650	デイサービスセンター万葉の郷	3	みかさ台文庫	336
京町保育所	4	はっぴいちくしの子育て応援団	2	やまえ文庫	989
京町解放子ども会	123	はらっばの会	2,015	山口小童保育所	3
通所介護こすもす	179	原田家庭文庫	225	山口小読み聞かせボランティア	21
子育て支援センター	8	原田小学童保育所	493	幼稚園 母の会	2
朗読ボランティアさくら会	2	光が丘幼稚園	1	吉木小学童保育所	3
さくら保育園	40	デイサービスセンター陽だまり	63	吉木小読み聞かせの会	11
筑紫野市さるびあ学園	389	二日市学童保育所	142	南コミュニティセンター朗読の会	5
三支部解放子ども会	283	二日市北小学童保育所	402		
筑紫野市シルバー人材センター	4	二日市小 PTA 厚生委員会	18		
				合 計	9,273

広域利用（福岡都市圏市町別利用状況）

広域利用により当館を利用した、他市町民の統計

（単位：人，冊）

	新規登録者数	利用者数	利用冊数		新規登録者数	利用者数	利用冊数
春日市	35	1,141	3,921	須恵町	1	34	147
大野城市	59	2,376	10,946	新宮町	1	0	0
那珂川町	4	363	840	久山町	0	0	0
太宰府市	245	11,011	51,800	粕屋町	2	15	47
宗像市	2	2	8	福津市	0	443	691
古賀市	0	7	46	糸島市	1	48	299
宇美町	3	29	153	福岡市	48	1,313	5,457
篠栗町	2	10	48	小郡市	159	884	4,373
志免町	0	77	354	筑前町	24	318	1,091
				合計	586	18,071	80,221

広域利用により他市町の図書館を利用した、筑紫野市民の統計

（単位：人，冊）

	新規登録者数	利用者数	利用冊数		新規登録者数	利用者数	利用冊数
福岡市	97	1,660	4,339	那珂川町	10	387	1,744
春日市	26	888	3,742	宇美町	10	261	1,205
大野城市	81	3,163	11,526	篠栗町	2	26	47
宗像市	2	21	47	志免町	1	4	12
太宰府市	204	11,406	40,294	須恵町	1	16	38
古賀市	3	3	8	新宮町	0	0	0
福津市	0	4	21	久山町	0	0	0
糸島市	1	4	8	粕屋町	3	6	6
				合計	441	17,849	63,037

レファレンス（クイック・レファレンスを除く）

（単位：件）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
26	19	25	29	22	29	28	24	20	27	29	29	307

※ レファレンス：22年度まではその場で回答できず、一旦預かって調べ、後日回答したもののみ数値に挙げていたが、23年度からは、カウンターで調べて回答したものも件数に数えることとした。

移動図書館車「つくしんぼ号」利用状況

(単位：人,冊)

No.	ステーション	カバーできる地域	人口	貸出冊数
1	平等寺公民館	平等寺	310	2
2	美咲隣保館	美咲	397	352
3	北杉塚公民館	杉塚、都府楼団地	1,431	635
4	山口小学校	山口小学校区		223
5	むさしヶ丘公民館	むさしヶ丘団地	1,876	934
6	筑紫小学校	筑紫小学校区		969
7	筑紫南コミュニティセンター	原田	5,878	1,159
8	永岡隣保館	永岡	3,509	613
9	桜台公民館	桜台、常松、諸田	2,280	822
10	筑紫コミュニティセンター (ちくし台団地含む)	筑紫	3,325	1,225
11	天拝坂公民館	天拝坂	2,979	226
12	光が丘公民館	光が丘	3,650	1,329
13	隈公民館	隈	243	633
14	西小田公民館	西小田	376	437
15	馬市公民館	馬市	251	107
16	筑紫駅前通公民館	筑紫駅前通、若江	3,619	837
17	下見公民館	下見一	1,113	631
18	岡田隣保館	岡田	2,002	832
19	牛島公園	牛島	1,121	844
20	葉光が丘パピリオン葉光	西吉木	532	98
21	阿志岐小学校	阿志岐小学校区		400
22	上阿志岐西公民館	上阿志岐東、上阿志岐西、中阿志岐	1,697	378
23	山家コミュニティセンター	山家3・中央・6・7・8・9区	2,361	245
24	宮の森団地第2公園	宮の森団地、ゴルフ場団地	1,458	456
25	みかさ台公民館	みかさ台団地	994	100
26	吉木小学校	吉木小学校区		207
27	東吉木公民館	東吉木	1,864	64
28	大石公民館	大石	234	10
29	山家小学校	山家小学校区		434
30	柚須原公民館	柚須原	50	1
31	山家2区公民館	山家2区	77	270
32	山家1区公民館	山家1区	77	96
33	京町児童センター	京町	4,346	543
34	美しが丘北公民館	美しが丘北	3,502	49
35	筑紫東小学校	筑紫東小学校区		1,144
36	美しが丘南公民館	美しが丘南	4,967	554
37	原田小学校	原田小学校区		1,206
38	都坂集会所	原	981	376
合 計				19,441

講座・催し物



子どもの読書推進公演会

《水くみハンス》《犬のおはなし》

開催日：4月19日（土）

参加人数：約100人

講師：人形劇団ファンタジア

意 図 こどもの読書週間を契機に公演会を開催し、子どもたちに人形劇を通して長く読み継がれてきた作品の魅力に触れてもらい、読書への興味や関心へとつないでいく。

成 果 急遽、講師が変更したにもかかわらず、大きなトラブルもなく、人形劇の世界を楽しんでもらう事ができた。

課 題 2作品ともオリジナルだった為、読書との関わりがやや少なかった。また、会場の温度が次第に上昇し、幼い子がぐずっていたので換気などの配慮が必要だった。



子どもと読書講座

《夏のおたのしみ会『なつ なつ 夏!』》

開催日：7月12日（土）

参加人数：約75人

講師：おはなしどんどん

意 図 セタの行事に合わせ、読み聞かせやお話し、音楽などを通して、子どもたちに読書の楽しさを伝えていく。

成 果 バリエティに富んだプログラム内容で、幼い子どもから大人まで、満足してもらえた。

課 題 事前の講師側との協議が不十分で備品や消耗品の準備がうまくいかなかった。



夏休み子ども教室

《カラフルキャンドルをつくろう》

開催日：8月7日（木）

参加人数：39人

講師：NPO 法人アートもん

意 図 小学生の子どもたちを対象に、実際に自分たちで作品を作る事で、ものづくりの楽しさや完成時の喜びを味わってもらう。

成 果 やや難しい作業もあったが、みんな一生懸命つくっており楽しいという感想が多かった。

課 題 事前に講師との打合せ・準備が十分できず、また講座でもロウを溶かす作業などについて、色々配慮が足りない点が多かった。またスタッフを6人配置したが、それでも実施中はスタッフ数が足りていなかった。

夜間講演会

《ちゃんと食べて、ちゃんと生きる。》

開催日：9月26日（金）

参加人数：62人

講師：村上祥子さん

意 図 昼間は参加しにくい市民にも幅広く参加してもらおう。料理研究者として第一線で活躍している講師に、食や健康について語ってもらうことにより、食べることの大切さや、食と生命の関係について考えてもらう。

成 果 調理の実演や試食などがあり、とても満足してもらえた。食や健康をテーマにした内容も大変好評だった。

課 題 調理の実演や試食などがあり、配慮すべき点が多くあったが、講師との打ち合わせや準備が不十分だった。また、参加者の数や年齢などをみると、講演会を夜間に行う必要性が特に感じられない為、講演会の曜日や時間帯を見直す必要がある。

読書推進講演会

《新幹線運転士経由、絵本作家行き。》

開催日：11月8日（土）

参加人数：82人

講師：鈴木のりたけさん

意 図 作品が持つ魅力を、作者自身が子どもたちに向けて分かりやすい言葉で語ることにより、その世界がよりいっそう近づく。ひとつの作品をきっかけに、様々な他の作品への興味が広がり、さらに多くの本を手にするきっかけを持ってもらう。

成 果 クイズやえかきうたなどもあり、幼い子どもから大人まで幅広く楽しんでもらうことができ、大盛況だった。

課 題 講演会で使うマイクの調整が不十分だった為、講師に迷惑をかけてしまった。

歴史講座

《筑紫氏と筑紫系家臣団》

開催日：12月4日（木）

参加人数：37人

講師：石橋新次さん

意 図 筑紫野市を含む北部九州を中心に、戦国時代に勢力を誇った筑紫氏について、その時代や背景を詳しく知ってもらうことで、筑紫野市についての知識や理解をより深めてもらう。

成 果 地元の歴史に興味がある参加者にとっては、非常に興味深い内容で大変満足してもらえた。

課 題 質疑応答の時間をとることができなかった。また、テレビ局のカメラが煩いとの指摘があった。

子どもと読書講座

《冬のおたのしみ会 『ほかほか わくわく』》

開催日：12月13日（土）

参加人数：87人

講師：おはなしどんどん



意 図 クリスマスの行事に合わせ、読み聞かせやお話し、音楽などを通して、子どもたちに読書の楽しさを伝えていく。

成 果 とても寒い日だったが、87名もの参加者があった。クリスマスの良い思い出となったようだ。

課 題 幼い子の参加が多かったので、予定時間より早めに終了した。幼児や小学生にもっと来てもらえるような、PRの工夫を考えていきたい。

ブックスタート事業

日時 : 毎月1回 第3火曜日 13時30分～15時

場所 : 筑紫野市民図書館 集会室

対象者 : 市4ヶ月健診対象児と保護者 (参加有効期限は、満1歳の誕生日まで)

配布物 : ・絵本2冊 (6種類の中から2冊)

・ブックスタートイラスト・アドバイス集「あかちゃんのすきなもの しってる？」

(発行: 特定非営利活動法人ブックスタート)

・いっしょにたのしむ赤ちゃん絵本 (当館作成の絵本リスト)

・つくしんぼ号巡回表 (移動図書館車の巡回先案内)

・ちくしのおはなし会マップ (市内おはなし会情報)

・図書館利用案内 (大人用)

・ちくしっこ通信ベビー版 最新号

・布バッグ (作成: 特定非営利活動法人ブックスタート)

・ちくしの子育てダイアリー 最新号 (作成: 特定非営利活動法人よか隊)

平成26年度ブックスタート参加者数 : 658名

(単位: 組)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
45	60	53	74	37	51	42	57	67	65	62	45	658

ブックスタート運営: 受付: 2名 (市職員)

ブックスタート趣旨説明: 3名 (司書)

会場案内: 2名 (ボランティア)

読み聞かせ・わらべうた: 2名×3組 (ボランティア)

絵本パック渡し: 2名 (ボランティア)

当日のながれ: ・受付 (4ヶ月健診で配布されたブックスタートパック引換券と引き換え) 待合室で待機 (会場内に絵本を配置)

・別室にて9名以内で、ブックスタートの趣旨説明や図書館の利用の仕方、図書館や地域での読書活動場所の紹介

・3組のグループに分かれて読み聞かせとわらべうたを楽しむ

・絵本を2冊選んで帰る

筑紫野市ブックスタートボランティアの紹介

読み聞かせ・わらべうたボランティア：

金のすず・赤ちゃんと絵本の会まんまる・ちくしの親子読書会・はらっぱの会・りんごの木

会場案内：

読み聞かせグループあおぞら・にこにこくらぶ

パック渡し：

母と子の笑顔輝くヤングママの会・にこにこくらぶ

平成 26 年度は 7 種類準備しました。当日は、6 種類から 2 冊お届けしています。



だれかしら
多田 ヒロシ/さく
文化出版局



いない いない ばあ
松谷みよこ/文 瀬川康男/え
童心社



がたんごとん がたんごとん
安西 水丸/さく
福音館書店



ごぶごぶ ごぼごぼ
駒形 克己/さく
福音館書店



じゃあじゃあ びりびり
まつい のりこ/作・絵
偕成社



おつきさま こんばんは
林 明子/さく
福音館書店



まてまてまて
こばやし えみこ/案 ましま せつこ/絵
こぐま社

平成 26 年度ブックスタートボランティア研修会

ブックスタートボランティアのみを対象とした、研修会を 3 回開催しました。

ブックスタートボランティア第 1 回研修会

日時： 平成 26 年 7 月 11 日（金）10：30～12：30

場所： 筑紫野市民図書館 集会室

内容Ⅰ 事業について

筑紫野市のブックスタートの歴史

筑紫野市のブックスタートの事業概要

ブックスタートの流れ

説明： 市職員

内容Ⅱ ブックスタートについて

現在のお母さんや赤ちゃんの現状について

ブックスタートの大切さについて

ブックスタートボランティアとしての心がけや責任について

講師： 前園 敦子 氏

ブックスタートボランティア第 2 回研修会

日時： 平成 26 年 9 月 10 日（水）13：30～14：30

場所： 筑紫野市民図書館 集会室

内容： 読み聞かせとわらべうたについて

実演： わらべうたの実習

講師： 金のすず（岩崎 照子 氏・高吉 征子 氏・原 敬子 氏・前田 眞弓 氏）

ブックスタートボランティア第 3 回研修会・交流会

日時： 平成 27 年 3 月 18 日（水）13：00～16：00

場所： 筑紫野市民図書館 集会室

内容： 「ブックスタート事業」のもつ意味

ブックスタート・ボランティアの役割

活動の際気をつけたいこと

ボランティア活動を楽しくつづけるために

質疑・意見交換

講師： 徳永 明子 氏

おはなし会（ボランティア）

金のすず	乳児 第3水曜日 11:00~/11:40~ 第3木曜日 11:30~11:50 幼児 第1・3金曜日 15:30~16:00 小学生 第2土曜日 11:00~11:30
ぽん太	乳幼児 第1水曜日 11:30~12:00
赤ちゃんといまの会 まんまる	乳幼児 第1木曜日 11:30~11:50 第1金曜日 10:30~/11:10~
りんごの木	乳幼児 第2水曜日 11:30~11:50
にこにこくらぶ	乳幼児 毎週日曜日 11:00~11:20

おはなしのじかん（司書によるおはなし会）

幼児 毎週土曜日 15:00~/15:20~、乳児 第4水曜日 11:30~11:50

	みるくまちゃん	ちいくまちゃん	おおくまちゃん
対 象	0~3歳	4歳以下	5歳以上
回 数	3回	44回	44回
参加人数	70人 (子ども37人、親33人)	466人	413人



職場体験研修

- 10月22日～23日（2日間）
筑紫野市適応指導教室
（つくし学級2年生・3年生） 3名
- 1月21日 天拝中学校1年生 3名
- 2月 3日～4日（2日間）
筑紫野中学校2年生 3名



施設見学

- 9月17日～18日（2日間）
二日市東小学校2年生 150名
- 10月 2日 二日市東小学校特別支援学級 23名
- 10月17日 阿志岐小学校2年生 46名
- 11月 5日・7日（2日間）
原田小学校2年生 135名
- 12月10日 山口小学校2年生 45名
- 1月16日 山家小学校1・2年生 60名

図書館司書実習

- 9月 2日～12日（10日間）
福岡女子短期大学2年生 1名

筑紫野市子どもの読書活動推進計画、推進会議・担当者部会の活動経過について

○計画策定までの経過 22年度から23年度まで

年度	取り組み内容
22年度 計画策定会 議	「筑紫野市子どもの読書活動推進計画（仮）」策定検討プロジェクト立ち上げ。
	第1回会議（10月18日）策定趣旨の説明
	第2～4回会議（11月4日・19日・30日）アンケート実施の検討・原案検討
	アンケート実施（12月6日～16日）
	第5回会議（12月24日）アンケート集計・原案検討
	第6・7回会議（1月14日・25日）原案検討・団体等ヒアリング検討
	第8～10回会議（2月4日・18日・25日）原案最終検討
23年度 計画策定会 議	第1～第3回会議（8月2日・11日・25日）事務局を文化振興課（市民図書館）に設置することで決定
	第4回会議（9月26日）策定にかかる組織の確認・スケジュールの検討 以後、会議名称を「筑紫野市子どもの読書活動推進計画庁内策定委員会」とする。
	第1回委員会（10月18日）関係各課より選出の策定委員との会議
	第2回委員会（10月27日）原案への各課からの意見検討
	第3回委員会（11月1日）関係団体代表有識者からの原案への意見聴取
	パブリックコメント公募（12月20日から1月10日）
	計画素案の庁議報告
	第4回委員会（1月25日）パブリックコメント集約報告
	筑紫野市立図書館協議会（2月15日）計画案の承認
	筑紫野市教育委員会（2月27日）計画書承認

○計画策定以降の経過

平成24年度 推進会議2回（9月、3月）、推進担当者部会3回（9月、12月、3月）ほか視察1回

6月	各小学校図書室視察（図書館担当）
7月	筑紫野市子どもの読書活動推進計画頒布
7月27日	筑紫野市子どもの読書活動推進会議設置規則制定
9月27日	第1回推進会議・推進担当者部会 （推進会議） ・推進会議各委員、各推進担当者の委任 ・計画及び会議の趣旨説明 （担当者部会） ・副部会長の選出 ・担当者部会の今後の作業の確認 ・読書計画進捗調査票の様式検討について ・計画及び「ちくしの子ども読書の日」設定に対する担当者部会意見交換
10月	計画取り組み内容の現状調査を関係各課に報告依頼
12月	市内読書団体の調査開始（図書館担当） （12月～1月）各施設での読書団体有無の調査 （3月～4月）読書団体に対する基本事項確認調査
12月21日	第2回推進担当者部会 ・子どもの読書活動推進計画取り組み進捗状況報告 （意見）現状把握ができたが、個別の取組に対する成果指標がないため、評価ができていない。 取り組みを行う「目的」と、その「目標設定」がない。 ・ちくしの子ども読書の日について

	(意見) 法にある子ども読書の日が4月23日で学校の取組がむずかしい。イベントは10月23日などに設定しては。 毎月、一定の計画性のある取り組みを続けていくことが必要である。無理のない、毎月の継続を。
1月29日	推進会議・担当者部会合同先進地視察 春日市民図書館
3月27日	第2回推進会議・第3回担当者部会 (推進会議) ・24年度事業報告について ・25年度の事業計画について (推進担当者部会) ・ちくしの子ども読書の日について ・家庭における読書推進の取り組みの推進と評価の方法について ・24年度実施した調査の分析を行うことを確認

平成25年度

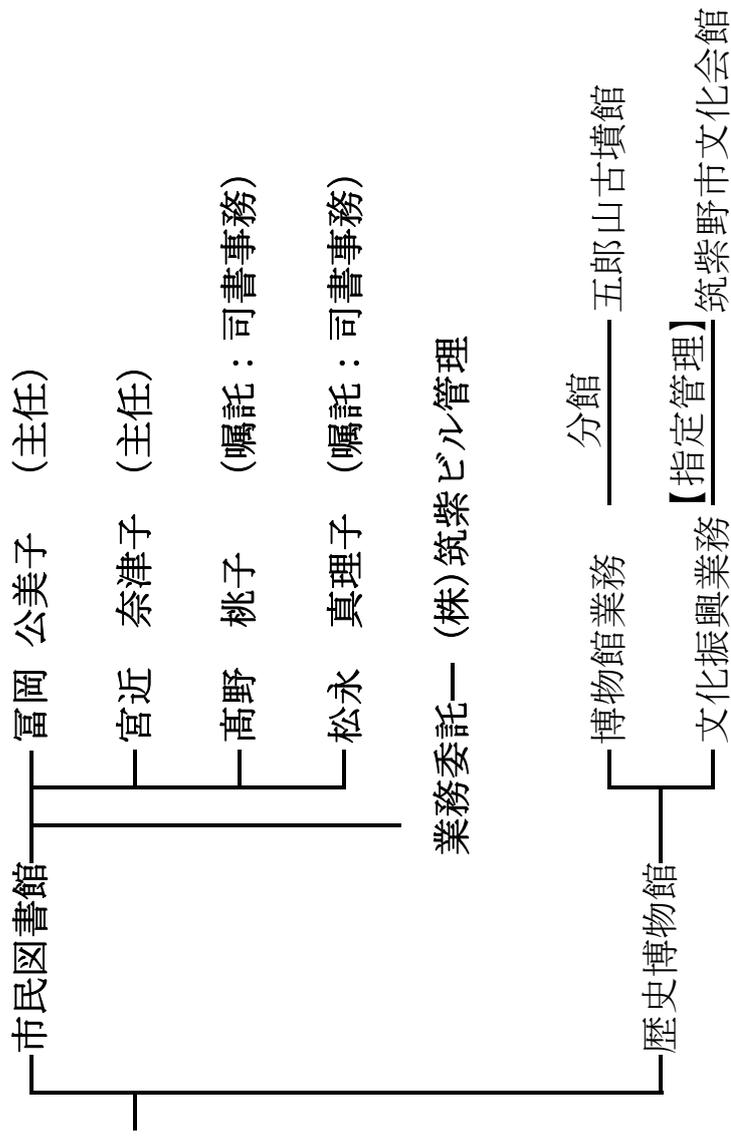
4月25日	平成25年度第1回推進担当者部会
5月21日	平成25年度第1回推進会議
6月24日	第2回推進担当者部会
7月17日	第3回推進担当者部会
8月13日	子ども読書の日啓発しおり配布に係る書店との話し合い(積文館書店ゆめタウン筑紫野店)
9月24日	第4回推進担当者部会
10月8日	推進担当者部会分科会(よみきかせカード部会)
10月15日	推進担当者部会分科会(子ども読書の日啓発しおり部会)
10月23日	推進担当者部会分科会(読み聞かせ啓発冊子部会)
10月31日	第5回推進担当者部会
12月上旬	読み聞かせカード配布(市内幼稚園・保育所)
12月13日	啓発しおりイラスト募集要領配布(市内小学校)
12月18日	学校図書司書会議で啓発しおりイラスト募集説明
2月14日	啓発しおりイラスト応募締め切り・市内小学校応募ポスト回収
2月24日	第6回推進担当者部会・第2回推進会議 (推進担当者部会) ・応募イラストの一時審査 (推進会議) ・入賞作品4点の審査
3月25日	学校図書司書会議でしおりイラスト事業報告
3月28日	第7回推進担当者部会・第3回推進会議

平成26年度

4月19日～	啓発しおり配布(市内小学校)
4月19日	ちくしの子ども読書の日啓発しおりイラスト表彰式
4月19日 ～5月11日	ちくしの子ども読書の日啓発しおりイラスト原画展
5月19日	第1回子どもの読書活動推進会議・推進担当者部会 ・平成25年度事業報告 ・平成26年度事業計画について
7月2日	第2回推進担当者部会 ・読み聞かせ啓発冊子の企画について事務局案の検討と概要の決定 ・配布方法、内容等に関する推進担当者意見のまとめ報告と検討
9月3日	第3回推進担当者部会

	<ul style="list-style-type: none"> ・読書啓発冊子の詳細について（本文・絵本紹介部分・写真について、筑紫野市子どもの読書活動推進のための読み聞かせ啓発冊子作成事業実施要項（案）について）
10月23日	<p>第2回子どもの読書活動推進会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・読み聞かせ啓発冊子の進捗報告
10月23日	<p>第4回推進担当者部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・読み聞かせ啓発冊子の進捗報告 ・第二次筑紫野市子どもの読書活動推進計画策定について ・子どもの読書活動推進計画進捗状況調査の依頼について
12月25日	読み聞かせ啓発冊子配布（市関係施設・市内各小児科医院）
1月	読み聞かせ啓発冊子配布（読書ボランティア団体）
1月9日	筑紫野市子どもの読書活動推進計画進捗状況調査（小学校・幼・保対象）依頼
1月21日	筑紫野市子どもの読書活動推進計画進捗状況調査（小学校・幼・保対象）締切
3月27日	<p>第1回筑紫野市子どもの読書活動推進計画策定委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委嘱書交付 ・第二次筑紫野市子どもの読書活動推進計画策定についての諮問 ・第一次筑紫野市子どもの読書活動推進計画について ・第二次筑紫野市子どもの読書活動推進計画について ・部会員の指名

組織



平成26年度 決算

歳入

単位：円

電話料	6,320	
コピー料	131,180	

歳出

単位：円

図書館協議会運営事業	64,440	
報酬	44,000	
旅費	20,440	費用弁償
図書館施設維持管理事業	16,741,332	
需用費	7,992,748	消耗品・光熱水費
委託費	8,686,376	施設・設備関係各種保守点検業務委託
使用料及び賃借料	62,208	
図書館運営事業	82,660,329	
報酬	4,277,656	嘱託職員報酬
報償費	36,720	講師謝金
旅費	133,320	
需用費	3,011,971	消耗品費・燃料費・印刷製本費・修繕料
役務費	909,698	電話料・郵便料・手数料など
委託料	68,050,800	うち管理業務委託料65,394,000千円
使用料及び賃借料	3,976,000	OA機器借用料ほか
工事請負費	1,227,096	郷土の作家コーナー作成工事他
備品購入費	947,268	庁用機器購入費
負担金、補助金及び交付金	82,000	日本図書館協会施設会員負担金ほか
公課費	7,800	自動車重量税
図書・視聴覚資料購入事業	26,414,480	
需用費	3,919,883	雑誌等
委託料	2,513,410	書誌情報作成業務委託ほか
備品購入費	19,981,187	図書等購入費
子どもの読書活動推進事業	248,897	
報酬	38,500	非常勤職員報酬
報償費	19,840	講師謝金
旅費	13,500	
需用費	177,057	消耗品費・印刷製本費
職員給与	14,059,370	
給料	7,935,000	市職員給料
職員手当	3,800,088	市職員手当
共済費	2,324,282	市職員共済費
合計	140,188,848	

○筑紫野市立図書館設置条例

(平成2年3月31日条例第15号)

改正 平成9年12月25日条例第36号平成11年3月12日条例第1号

平成11年6月28日条例第14号平成23年3月24日条例第4号

平成24年3月27日条例第7号 平成24年12月28日条例第20号

(目的)

第1条 この条例は、図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)に定める図書館奉仕を行うため図書館を設置し、もって市民等の利用者(以下「利用者」という。)の教養、調査研究、レクリエーションに資することにより文化の発展に寄与することを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
筑紫野市民図書館	筑紫野市二日市南一丁目9番2号

(構成)

第3条 図書館は、本館及び移動図書館をもって構成する。

(職員)

第4条 図書館に館長その他必要な職員を置く。

(入館の制限)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、又は退去を命ずることができる。

- (1) 管理上必要な指示又は指導に従わない者
- (2) 管理上支障があると認められる者

(使用の許可)

第6条 図書館の施設(集会室に限る。以下「集会室」という。)を使用しようとするものは、筑紫野市教育委員会規則で定めるところにより、筑紫野市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の許可を受けなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の許可に際し、必要な条件を付することができる。
- 3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するものについては、第1項の許可をしないことができる。
 - (1) 他人に迷惑をかけ、又は危険を及ぼすおそれのあるもの
 - (2) 風紀を乱し、又は乱すおそれがあると認められるもの
 - (3) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(暴力団

員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

- (4) 暴力団員が役員となっているもの
- (5) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの
 - ア 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者
 - イ 暴力団員の内妻等が代表取締役を務めているが、実質的には当該暴力団がその運営を支配している事業者
 - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用しているもの
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結しているもの
 - オ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与しているもの
 - カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有しているもの
- (6) その他使用させることにより、当該集会室の設置目的に照して、管理運営上支障があると認められるもの
(目的外使用及び譲渡等の禁止)

第7条 集会室の使用について許可を受けたもの(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外に使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用許可の条件を変更するものとする。

- (1) 使用者が、使用に関する規定若しくはそれらに基づいて発せられる指示に違反したとき又は粗暴な若しくはけん騒な行為等により使用上の秩序を乱し、又は乱すおそれのあるとき。
- (2) 使用者が、集会室を損傷し、又は損傷させるおそれがあるとき。
- (3) 使用者が、第6条第3項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (4) 偽りの申請により使用許可を受けたとき。
- (5) 公の行事、改装工事その他の事由により教育委員会において集会室の使用を停止する必要があるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要があると認めるとき。

(利用者の管理義務)

第9条 利用者は、利用期間中その利用に係る図書館の施設、設備及び図書館資料を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(損害賠償等)

第 10 条 利用者がその責めに帰すべき理由により、図書館の施設、設備又は図書館資料を破損し、滅失し、又は汚損して本市に損害を与えたときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(協議会の設置)

第 11 条 法第 14 条及び第 16 条の規定に基づき筑紫野市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議会の委員)

第 12 条 教育委員会は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに識見を有する者のうちから協議会の委員を委嘱する。

2 協議会は、8 人以内の委員をもって組織する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 13 条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、協議会の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 14 条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(報酬及び費用弁償)

第 15 条 委員には、筑紫野市特別職の職員の給与等に関する条例(昭和 30 年筑紫野町条例第 22 号)で定めるところにより報酬を支給する。

2 委員には、筑紫野市職員等の旅費に関する条例(平成 3 年筑紫野市条例第 37 号)で定めるところにより費用弁償を支給する。

(庶務)

第 16 条 協議会の庶務は、教育部文化情報発信課において行う。

(委任)

第 17 条 この条例に定めるもののほか、図書館の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年 12 月 25 日条例第 36 号)

この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年 3 月 12 日条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の筑紫野市役所の位置を定める条例等の規定は、平成 11 年 2 月 13 日から適用する。

附 則(平成 11 年 6 月 28 日条例第 14 号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の筑紫野市公の施設の設置及び管理に関する条例等の規定は、平成 11 年 3 月 1 日から適用する。

附 則(平成 23 年 3 月 24 日条例第 4 号)

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 27 日条例第 7 号)

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 12 月 28 日条例第 20 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

○筑紫野市立図書館設置条例施行規則

(平成 22 年 12 月 1 日教育委員会規則第 14 号)

改正 平成 23 年 3 月 24 日教育委員会規則第 6 号 平成 23 年 3 月 31 日教育委員会規則第 9 号
平成 23 年 5 月 24 日教育委員会規則第 13 号平成 24 年 3 月 29 日教育委員会規則第 8 号
平成 24 年 12 月 4 日教育委員会規則第 13 号平成 25 年 12 月 3 日教育委員会規則第 8 号
平成 26 年 2 月 28 日教育委員会規則第 2 号

筑紫野市民図書館運営規則(平成 2 年筑紫野市教育委員会規則第 5 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、筑紫野市立図書館設置条例(平成 2 年筑紫野市条例第 15 号)第 17 条の規定に基づき、筑紫野市民図書館(以下「図書館」という。)の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第 2 条 図書館に、次の職員を置くことができる。

- (1) 館長
- (2) 課等の長補佐
- (3) 係長
- (4) 主任主査
- (5) 主査
- (6) 主任
- (7) 主事
- (8) 主事補
- (9) 司書
- (10) 技師
- (11) 司書補
- (12) 技師補
- (13) その他必要な職員

(職務)

第 3 条 館長は、教育長の命を受け、図書館の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

- 2 課等の長補佐は、館長の指示する事務を処理するとともに職務を補佐する。
- 3 係長は、上司の命を受け担当事務又は業務を処理し、所属職員を指揮する。
- 4 主任主査は、上司の命を受けて特に高度な担当業務を掌理する。
- 5 主査は、係長を補佐し所管の担当を掌理する。
- 6 司書は、上司の命を受け、図書館の専門的業務に従事する。

7 前各項に規定する職員以外の職員は、上司の命を受け分掌する事務を処理する。

(事業)

第4条 図書館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第3条第1号に掲げる必要な資料(以下「図書館資料」という。)を収集し、整理し、及び保存すること。
- (2) 図書館資料を市民等の利用に供し、及びその利用のための相談に応じること。
- (3) 読書会、研究会、講演会、展示会等を開催し、及びその奨励を行うこと。
- (4) 学校、博物館、公民館、研究所等類縁機関と連絡し、協力すること。
- (5) 他の図書館、国立国会図書館等と連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。
- (6) 移動図書館の運営に関すること。
- (7) 集会室の使用に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか図書館の目的達成に必要な事業に関すること。

(開館時間)

第5条 図書館の開館時間は、午前10時から午後6時(金曜日及び土曜日は午後8時)までとする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第6条 図書館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 月曜日。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、除く。
- (2) 12月28日から翌年1月4日まで
- (3) 図書整理日(毎月最終水曜日)
- (4) 特別整理期間(毎年10日以内で、館長が定める期間)

2 前項の規定にかかわらず、館長が特に必要と認めるときは、臨時に休館、又は開館をすることができる。

(利用者の遵守事項)

第7条 図書館を利用する者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 図書館の施設、設備、備品又は図書館資料を損傷し、又はそのおそれのある行為をしないこと。
- (2) 館内で飲食をし、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 騒音又は大声を発する等他の利用者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

- (4) 許可なくして物品を販売し、若しくは展示し、又はこれに類する行為をしないこと。
- (5) 図書館の施設、設備、備品及び図書館資料の利用を終えたときは、これをもとの状態に復し、又は所定の場所に返還すること。
- (6) 所定の場所以外へ立ち入らないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、管理上の必要から職員が行う指示又は指導に従うこと。

(利用の制限)

第8条 館長は、この規則及び館長の指示に違反した者については、図書館資料の利用を一時停止し、又は禁止することができる。

(損害の弁償)

第9条 図書館の施設、設備、備品及び図書館資料を汚損し、破損し、又は紛失したときは、館長の指示に従い現品又は相当の代価をもって弁償しなければならない。ただし、館長が公的機関の発行する証明書等により天災その他の避けられない事由があると認めるときは、弁償を免除することができる。

(図書館資料の貸出対象者)

第10条 図書館資料の貸出を受けることができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 筑紫野市に住所を有する者
 - (2) 筑紫野市に通勤し、又は通学する者
 - (3) 図書館の施設の相互利用に関する協定を締結した市町の住民
 - (4) 前3号に規定する者のほか、館長が特に必要と認める者
- 2 筑紫野市内の地域読書グループ、教育機関等を中心として主体的に読書活動を行うもの(以下「団体等」という。)に対し、図書館資料の貸出を行うことができる。
- 3 前項に規定する団体等は、次の各号のいずれにも該当する団体等とする。
- (1) 市民の読書活動の推進に寄与すると認められる団体等であること。
 - (2) 団体等としての活動が確かであり、その運営が適正に行われていると認められる団体等であること。
 - (3) 営利を目的とする活動を行う団体等でないこと。

(登録手続等)

第11条 図書館資料の貸出を受けようとする者及び団体等は、図書館利用カード申込書(様式第1号)を館長に提出して、登録をしなければならない。この場合において、名前、住所を確認することができるものを提示しなければならない。

2 団体等にあつては団体等登録届出書(様式第2号)を館長に提出しなければならない。

- 3 前項の団体等登録の有効期間は、届出をした日からその日の属する年度の末日までとする。
- 4 第1項又は第2項の規定による登録を行ったもの(以下「登録利用者」という。)に対して、図書館利用カード(様式第3号。以下「利用カード」という。)を交付するものとする。
- 5 利用カードを紛失したとき、又は図書館利用カード申込書に記載した内容に変更が生じたときは、図書館利用カード紛失・変更届(様式第4号)を、速やかに、館長に届け出なければならない。この場合において、名前、住所を確認することができるものを提示しなければならない。

(損害賠償)

第12条 利用カードを登録利用者以外のものが使用したことによって、図書館に損害が生じたときは、登録利用者は、当該損害を賠償する責任を負う。ただし、館長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(登録の取消し)

第13条 館長は、登録利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の登録を行い、又は利用カードを他人に譲渡し、若しくは転貸する等の不正行為があったとき。
- (2) 図書館資料の貸出期間から1年を超えて返却しないとき。
- (3) 3年以上の長期にわたり、図書館資料の貸出を受けていないとき。

(貸出の手続)

第14条 登録利用者が図書館資料の貸出を受けようとするときは、利用カードを提示しなければならない。ただし、名前及び住所を確認することができるものを提示し、登録利用者であることが確認できるときは、この限りでない。

(貸出の制限)

第15条 次の各号のいずれかに該当する図書館資料は、特に館長が認める場合を除き、貸出をしないものとする。

- (1) 図書館資料のうち参考図書
- (2) 図書館資料のうちレーザーディスク、コンパクトディスクリードオンリーメモリー
- (3) 図書館資料のうち館内視聴用ビデオテープ
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に重要な図書館資料
- (5) 前各号に掲げるもののほか、貸出が不相当と認められるもの

(貸出冊数及び期間)

第16条 図書館が登録利用者に貸出をすることができる図書館資料は次に掲げるものとし、その数及び貸出期間は別表第1のとおりとする。

- (1) 図書、雑誌及び録音図書(以下「図書資料」という。)
- (2) 紙芝居
- (3) 大型絵本
- (4) ビデオテープ(前条第3号に規定するビデオテープを除く。)、コンパクトディスク、カセットテープ及びデジタルバーサタイルディスク(以下「貸出用視聴覚資料」という。)

2 図書館が団体等に貸出をすることができる図書館資料は次に掲げるものとし、その数及び貸出期間は別表第2のとおりとする。

- (1) 図書及び紙芝居
- (2) 大型絵本、大型紙芝居、パネルシアター、エプロンシアター、おはなし組木及び布絵本

3 前2項に係る貸出期間は、貸出をした日から起算し、移動図書館では次の巡回日までとする。

4 第1項第1号及び第2号に規定する図書館資料の貸出期間の延長は、当該図書館資料に予約がない限り、返却日から15日までを限度として、貸出を継続することができる。ただし、貸出期間の延長は、その期間内に申出があったものに限る。

5 図書館資料の貸出の数及び貸出期間は、館長が特に必要と認めるときは、これを別に指定することができる。

(図書館資料の予約等)

第17条 図書館は、図書館資料の予約については、図書資料は10冊以内、貸出用視聴覚資料は1点を限度として受け付けることができる。

2 前項の受渡し期間は、通知の日から起算して7日以内とする。

(図書館資料の返却)

第18条 図書館資料の貸出を受けたものは、返却期限までに図書館(移動図書館を含む。)から貸出を受けた図書館資料を返却しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、休館日又は閉館時間において図書資料及び紙芝居を返却する場合は、図書館が設置した返却専用ポストに入れることにより行うことができる。ただし、図書館が利用者の求めに応じて他の図書館等から借用して利用者に提供した図書等その他館長が特に必要と認める図書資料は、この限りでない。

(返却期限経過後の返却に対する措置)

第19条 返却期限を経過してもなお登録利用者が図書館資料を返却しないときは、館長は当該図書館資料の返却を催告するものとする。

2 館長は、貸出期間の返却日の翌日から起算して20日を超えて図書館資料を返却しない登録利用者に対しては、図書館資料の貸出を一時停止することができる。

る。ただし、館長が返却の遅延に関しやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(図書資料の複写)

第 20 条 図書館所蔵の図書資料の複写は、著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 3 1 条に規定する範囲内において、これを行うことができる。

2 複写できる図書資料は、図書館所蔵又は相互貸借で借り受けした資料で、法第 2 条に規定する貸出をした他の図書館が複写を明示的に禁止しているもの以外とし、複写を希望するものは館長に申し込まなければならない。

3 前項の複写に要する費用は、利用者の負担とし、別表第 3 のとおりとする。

(移動図書館)

第 21 条 移動図書館は市内を巡回して、図書館資料の貸出その他の図書館奉仕を行うものとする。

(図書館資料の寄贈及び寄託)

第 22 条 図書館は、図書館資料の寄贈及び寄託を受けることができる。

2 寄贈された図書館資料は、図書館の所有に帰属し、寄託された図書館資料の取扱いは、図書館の所有に属する資料の取扱いの例による。

(経費の負担)

第 23 条 寄託された図書館資料に要する経費は、原則として寄託者の負担とする。

(寄託図書館資料の返還)

第 24 条 寄託された図書館資料は、寄託者からの請求があったとき、又は館長が必要と認めるときは、これを返還することができる。

(免責)

第 25 条 寄託を受けた図書館資料が、天災その他の避けられない事由により滅失し、又は損傷した場合は、図書館はその責めを負わないものとする。

(集会室の使用)

第 26 条 集会室は、第 4 条に規定する図書館活動の一環として、図書館が主催して行う読書会、研究会、講演会、展示会等に使用する。

2 集会室は、市内に所在する文庫又は読書サークル等図書館の活動に関連のある諸団体が行う行事にも使用することができる。

(使用の条件)

第 27 条 前条第 2 項に規定する団体で集会室を使用できるものは、その使用目的が次に掲げる条件に該当し、かつ、代表者を有するものとする。

- (1) 適正な活動計画を有し、図書館の活動に寄与するものであること。
- (2) 特定の宗教活動を支持し、又は反対するための使用ではないこと。
- (3) 営利を目的とするための使用ではないこと。

(使用の手続)

第 28 条 集会室を使用しようとするものは、筑紫野市民図書館集会室使用許可申請書(様式第 5 号)により筑紫野市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に申請しなければならない。ただし、年度を通して定期的に使用しようとするものは、あらかじめ年度当初に筑紫野市民図書館集会室定期使用許可申請書(様式第 6 号)により教育委員会に申請しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請があったときは、その可否を決定し、筑紫野市民図書館集会室使用可否決定通知書(様式第 7 号)又は筑紫野市民図書館集会室定期使用可否決定通知書(様式第 8 号)により当該申請者に通知しなければならない。
(補則)

第 29 条 この規則に定めるもののほか、図書館の管理に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 24 日教育委員会規則第 6 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 31 日教育委員会規則第 9 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 5 月 24 日教育委員会規則第 13 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 29 日教育委員会規則第 8 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 12 月 4 日教育委員会規則第 13 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 12 月 3 日教育委員会規則第 8 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 26 年 2 月 28 日教育委員会規則第 2 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1(第16条関係)

図書館資料名	貸出冊(点)数	貸出期間
図書資料及び紙芝居	合計 10 冊(点)以内	15 日以内
大型絵本	1 点	
貸出用視聴覚資料	3 点以内	

別表第2(第16条関係)

図書館資料	貸出冊(点)数	貸出期間
図書及び紙芝居	合計 500 冊(点)以内	4 箇月以内
大型絵本	2 点以内	15 日以内
大型紙芝居	2 点以内	
パネルシアター	2 点以内	
エプロンシアター	1 点	
おはなし組木	1 点	
布絵本	1 点	

別表第3(第20条関係)

区分		単位	金額
電子複写式複写(白黒)	A3、B4、A4 及び B5	1 枚	10 円
電子複写式複写(カラー)	A3、B4、A4 及び B5	1 枚	50 円

様式第 1 号(第 11 条関係)
図書館利用カード申込書

様式第 2 号(第 11 条関係)
団体等登録届出書

様式第 3 号(第 11 条関係)
図書館利用カード

様式第 4 号(第 11 条関係)
図書館利用カード紛失・変更届

様式第 5 号(第 28 条関係)
筑紫野市民図書館集会室使用許可申請書

様式第 6 号(第 28 条関係)
筑紫野市民図書館集会室定期使用許可申請書

様式第 7 号(第 28 条関係)
筑紫野市民図書館集会室使用可否決定通知書

様式第 8 号(第 28 条関係)
筑紫野市民図書館集会室定期使用可否決定通知書

発行日 平成27年7月

編集・発行 筑紫野市民図書館

〒818-0057 筑紫野市二日市南一丁目9番2号

TEL 092-928-4343

URL <http://www.chikushino-city-library.jp/>